



堀記念 金井能楽堂

(金井西部地区コミュニティセンター)

〒952-1211

新潟県佐渡市中興甲371番地

連絡先 佐渡市教育委員会西教育事務所

金井地区教育係 TEL(0259)63-4151



◀ 玄関



◀ 研修室

会議室▶



老人休憩室▶



永享六年（一四三四）五月、能の大成者世阿弥（觀世元清）は、時の將軍足利義教によつて、佐渡に配流されました。配所となつた金井町では最初、新保万福寺を配処にしましたが、戦乱の世の中となり、翌年泉の地に移りました。

当時世阿弥は七十二才の高齢で、在島中に書いた『金島書』を残しています。この『金島書』の中の「配所」の中では、「げにや罪なくて配所の月を眺めるような境遇に遊ぶことを望みとしていたわけですが、しかし現実に流された世阿弥にとつて、自分の心につとめきかせなければならない毎日があつたわけです。



また、「十社」では

「さるほどに秋去り冬暮れて、永享七年の春にもなりぬ。ここは当国十社の神まします。敬信のために一曲法樂す。」

と記されています。

このようにしてみると、金井町は能謡と深いかかりを持つているのです。そして、この世阿弥ゆかりの地に相応しい能舞台が欲しいといふのは多くの人々の永い間の夢でしたが、昭和六十二年五月この願いが正夢になりました。

市町村規模では全国的に珍しいといわれる立派な能舞台をもつ文化会館です。

この文化会館は金井町大字中興の国道三五〇号線に面した高台にあり、その敷地は、町発展のために莫大な資産をご寄付くだされた堀治部ご夫妻の旧邸跡です。

金井町は、このご夫妻の徳を永遠に後世に伝えるため、この会館の落成と合わせて、お二人の銅像を会館の前庭に建立しました。



堀弥左衛門家は金井町屈指の素封家である。代々の当主は人格高潔また和歌をよくしたので町の内外をとわづ多くの人々の敬愛するところとなつた。

第九代の治部氏はもと新穂村の医業した。医は仁術を実践して名医の評高く多くの産を成した。夫妻は頗る愛郷の念に富み町内の各学校に金品を贈り子弟の教育活動に貢献された。よつて昭和五十七年郷里の発展のためにその全財産を町に寄贈された。不幸にして後嗣なく功績に報いるため昭和五十八年一月一日名誉町民の称号を贈り、ご夫妻の像を建立して後世にその徳を伝えるものである。

昭和六十一年五月吉日

金井町長 田 中 一 郎

製作 林 昭 三
堀御夫妻像銘文より

会館の概要

◆鉄骨平屋建 八三四・九八平方メートル

集 会 室

三五四・〇五平方メートル

舞 台

一〇一・六九平方メートル

研 修 室

四五・〇〇平方メートル

老 人 休 憩 室

三〇・四九平方メートル

会 議 室

二六・四三平方メートル

事 務 室

一六・〇〇平方メートル

ホ ー ル

三五・一二平方メートル

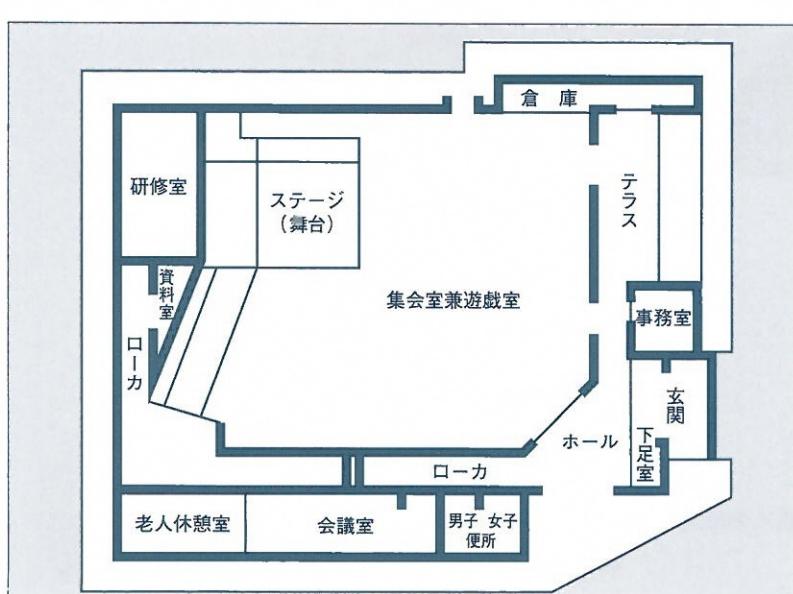
便 所

四〇・〇〇平方メートル

機 械 室

四一・九八平方メートル

そ の 他



料金表

(単位：円)

室 名	使用料(1時間当たり)
会議室	100
研修室	200
老人休憩室	100
ステージ	500
大集会室	1,700

備考

1 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。

2 冷暖房設備を使用するときの使用料は、上記の表の使用料（以下「原使用料」という。）に100分の30を乗じて得た額を加算した金額（以下「加算使用料」という。）とする。

3 営利を目的とする場合は、原使用料又は加算使用料の4倍の金額とする。

4 市外に居住する者が利用する場合の使用料の額は、原使用料又は加算使用料の2倍の金額とする。

- 開館日及び時間（年末年始を除く） 午前九時から午後十時
- 申込場所 佐渡市千種二四〇番地
- 2、申込方法 所定の申込用紙に必要な事項を記入の上お申込みください。（利用される三〇日前から受付いたします。）
- 3、使用料 別表に定める使用料を前納していただきます。

TEL（〇二五九）六三一四一五一

